神石高原町立三和小学校　生徒指導規程

目的

　この「生徒指導規程」は，本校の教育目標を達成するためのものである。児童が自主的・自立的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定め，学校と保護者が共通認識に立ち，指導していく上での指針となるものである。

　「生活のきまり」等に反した場合，学校の対応を以下のように定める。

第１条　服装・頭髪・アクセサリーなどの規則違反

（１）　職員が指導しても態度が改まらない場合は，家庭に連絡し指導への協力をお願いする。

（２）　指導しても変わらない場合，他の児童への影響を考え，元に戻すまでは別室指導とする。

第２条　持ち物について

（１）「生活のきまり」に規定するもの以外の不必要なお金や携帯電話などを学校に持って来た場合，担任が預かり，保護者に連絡を取って返すようにする。その際，今後の指導をお願いする。

（２）落とし物等，持ち主が見つからない場合，全校朝会や一斉下校の会で調査する。それでも持ち主が現れない場合，１年間学校で保管し，その後処分する。保護者会などでも問い掛ける。

（３）不要な物を持って来ていないかどうか，時と場合によって持ち物検査を行うこともある。

第３条　登下校

（１）　通学バスや徒歩通学で「生活のきまり」を守らない行動があった場合，個別に指導する。それでも改善が見られない場合，通学班会議を行い問題の解決にあたる。その際は関係の保護者に連絡を取り，家庭での指導もお願いする。

（２）　決められた通学路を守らなかったり，寄り道をしたりしていた場合は，家庭に連絡し指導への協力をお願いする。

第４条　欠席者・遅刻者への指導

（１）　保護者からの欠席や遅刻の連絡がない場合，８時１５分までに学校から連絡を取り，児童の安全を確認する。

（２）　何の連絡もなく遅刻した場合，家庭とその日の内に連絡を取り，その原因をつかむと共に再発の防止に努める。

第５条　授業妨害

（１）　他の児童が落ち着いて学習ができない状況を作る児童に対しては，授業者がすぐに指導を行う。

（２）　授業者の指導に従わない場合は，他の職員と連携し，学習態度が改まるように指導を行う。改善が見られない場合は別室で指導を行う。

第６条　授業のエスケープ

（１）　すぐに教室に戻るように指導する。

（２）　教室に戻らない児童については，別室で学習させるか，指導を続ける。

（３）　その日の内に家庭と連絡を取る。

第７条　器物破損

（１）　当事者から事情を聞き，事実を確認する。

（２）　保護者に連絡し，場合によっては来校していただく。また事情によっては保護者に被害の弁償をお願いする。

（３）　状況によっては，関係機関と連携し問題の解決を図る。

第８条　児童・教職員に対する暴力

（１）　当事者一人一人から事情を聞き，事実を確認する。その際，複数の教職員で対応する。

（２）　保護者に連絡し，場合によっては来校していただく。

（３）　状況によっては関係機関に連絡を取り，連携して問題の解決と再発の防止にあたる。

第９条　特別な指導

全教職員が生徒指導の三機能を生かした生徒指導を充実し，問題行動などを未然に防止できるような積極的な生徒指導を行う。

〇自己存在感を育成する。

〇自己決定の場を与える。

〇共感的な人間関係を育成する。

しかしながら，次の問題を起こした児童で，教育上必要と認められた場合は，特別な指導を行う。

（１）法令・法規に違反する行為

・飲酒・喫煙　・暴力・威圧・強要行為・いじめ　・建造物・器物破損　・窃盗・万引き

・性に関するもの　・薬物など乱用　・交通違反　・刃物など所持

・その他法令，法規に違反する行為

（２）本校の「生活のきまり」に大きく逸脱した行為

（３）特別な指導（対応）

①第１段階の指導

本人への説諭。事実・反省の文書の作成及び保護者との連携を図る。

②第２段階の指導

第１段階の指導を踏まえた保護者との面談を行う。

③第３段階の指導

第２段階までの指導を踏まえ，改善状況がない場合は，反省のために別室指導や関係機関との連携を図る。

付則

（規程の施行）

・この規程は，平成 24 年４月６日から施行する。

・平成 25 年２月 19 日，持ち物検査について追加。